



龍ヶ崎市たつのこスタジアムスコアボード賃貸借に係る公募型企画提案の手続開始について

このことについて次のとおり参加申し込み及び企画提案を募集する。

令和6年5月22日

龍ヶ崎市長 萩原 勇



1 業務名

龍ヶ崎市たつのこスタジアムスコアボード賃貸借

2 業務概要

たつのこスタジアムは、平成22年度の竣工以来、スポーツ少年団、中学校、高等学校及び大学の部活動、また社会人など、多くの方に野球のすばらしさを実感できる身近な施設として活用されてきた。一方で、施設の老朽化が進んでおり、なかでも、スコアボードは老朽化に伴う不具合が著しいことに加え、修繕等に必要な部品等の調達も困難であるため、早急な改修・更新が必要な状況である。以上のことから、たつのこスタジアムのスコアボードについて、広く提案を求め、龍ヶ崎市(以下「本市」という。)にとって最も優れている事業者を選定するため公募型プロポーザル方式を実施するものである。

3 履行期間

契約の日から令和17年5月31日までとする。

4 参加要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 令第167条の4第2項の規定により、市の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所による更生計画の認可がなされていること又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所による再生計画の認可がなされていること。
- (5) 龍ヶ崎市暴力団排除条例(平成23年龍ヶ崎市条例第23号)第2条第1号から第3号までの規定に該当しないこと。
- (6) 龍ヶ崎市契約事務等に関する規程(平成6年龍ヶ崎市告示第7号。以下「規程」という。)37条若しくは第38条又は龍ヶ崎市建設工事等に係る暴力団の排除対策措置要綱(平成20年龍ヶ崎市告示第17号)第3条第2項の規定による指名停止の期間内でないこと。
- (7) 暴力団員が実質的に経営を支配する者その他これに準ずる者として警察から排除要請があつた者であつて、当該排除要請が継続しているものでないこと。
- (8) 国税(法人税、消費税及び地方消費税)及び市税(法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税)の未納税額がないこと。ただし、市税については、事業所が龍ヶ崎市内にある場合に限るものとする。
- (9) 過去10年度以内(平成26年度～令和5年度)に国又は地方公共団体を発注者とし、大型映像装置(フルカラーLED映像方式スコアボード)に関する受注実績を有し、当該業務の履行に十分な知識と経験を有していること。なお、本要件は、協力会社等における受注実績を含むものとする。

参加申込提出期限及び提出先等の諸手続については「龍ヶ崎市たつのこスタジアムスコアボード賃貸借公募型プロポーザル方式実施要領」を参照すること。

5 担当・連絡先

龍ヶ崎市スポーツ健康部スポーツ推進課スポーツ都市推進グループ(担当:木村)
〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地
電話 0297-64-1111(内線239)
メールアドレス sports@city.ryugasaki.lg.jp